

居宅サービス算定基準留意事項及び地域密着型サービス算定基準留意事項 通則より

算定しているサービス種類	算定の可否等
・（地域密着型）特定施設入居者生活介護 ・認知症対応型共同生活介護	居宅療養管理指導以外の、居宅サービス、地域密着型サービスは、算定できない。
・短期入所生活介護 ・短期入所療養介護	福祉用具貸与は、算定できる。 短期入所生活介護又は短期入所療養介護を受けている間（退所前又は入所後）については、 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、 通所介護、通所リハビリテーション、 定期巡回・随時訪問型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、 地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、 小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護 は、算定できない。
・通所サービス	同一時間帯に利用した訪問サービスは、算定できない。
・利用者不在時の訪問サービス	通所サービスを利用していなくても、算定できない。
・小規模多機能型居宅介護	訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与以外の居宅サービス、地域密着型サービスは、算定できない。
・看護小規模多機能型居宅介護	訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与以外の居宅サービス、地域密着型サービスは、算定できない。
<退所、退院日> ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・短期入所療養介護	訪問介護・短期入所等の福祉系サービスは、算定できる。 ※但し、機械的に組み込むといったケアプランは適正でない。 訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、 通所リハビリテーション は、算定できない。
<入所日、退所日> ・短期入所生活介護	医療系サービス・福祉系サービスともに、基本的に算定できる。 ※但し、短期入所生活介護、通所介護については、機械的に 組み込むといったケアプランは適正でない。

＜入所、入院日＞ ・介護老人保健施設 ・介護医療院	入所・入院前に利用する訪問通所サービスは、算定できる。 ※但し、機械的に組み込むといったケアプランは適正でない。													
＜外泊時＞ ・施設入所（入院）	外泊時に利用した居宅サービス、地域密着型サービスは、算定できない。													
＜試行的退所時＞ ・介護老人保健施設 ・介護医療院	試行的退所時に利用した居宅サービス、地域密着型サービスは、算定できない。													
・同一時間帯に複数種類の訪問サービス	同一時間帯に、ひとつの訪問サービス利用が原則である。 ただし、 <table><tr><td>訪問介護</td><td>⇔</td><td>訪問看護</td></tr><tr><td>訪問介護</td><td>⇔</td><td>訪問リハビリテーション</td></tr><tr><td>連携型定期巡回・随時対応型訪問介護看護</td><td rowspan="2">}</td><td rowspan="2">⇔ 訪問看護</td></tr><tr><td>または</td></tr><tr><td>夜間対応型訪問介護</td><td></td><td></td></tr></table> 上記の組み合わせについては、適切なアセスメントを通じて必要があると認められる場合に限り、算定できる。	訪問介護	⇔	訪問看護	訪問介護	⇔	訪問リハビリテーション	連携型定期巡回・随時対応型訪問介護看護	}	⇔ 訪問看護	または	夜間対応型訪問介護		
訪問介護	⇔	訪問看護												
訪問介護	⇔	訪問リハビリテーション												
連携型定期巡回・随時対応型訪問介護看護	}	⇔ 訪問看護												
または														
夜間対応型訪問介護														

施設サービス算定基準留意事項 通則より

	算定の可否等
短期入所、入所又は入院の日数について	原則として、入所等した日及び退所等した日の両方を含む。 ただし、以下のいずれかの間で、同日に退所等と入所等をする場合は、入所等日は算定できるが、退所等日は算定できない。 ・ 同一敷地内における短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設、介護保険施設（以下「介護保険施設等」という）の間 または ・ 隣接もしくは近接する敷地における介護保険施設等の間